

令和5年度

国庫補助金重要文化財美術工芸品江川家関係資料保存修理実施概要

●【事業の目的】

公益財団法人江川文庫が所蔵する重要文化財葦山代官江川家関係資料のうち、特に保存修理の必要性がある書画・古文書について、令和5年度の事業として保存修理を実施した。

●【全体の事業期間】 令和5年4月2日～令和6年3月31日

●【事業体制】

文化庁の調査官による現地指導の下、修理専門業者である株式会社墨仁堂に業務委託して実施。

●【本年度の総事業費および収入先の明細】

本事業については文化庁、静岡県、公益財団法人住友財団の補助を得て、所有者負担を加えて行った。

●【本年度修理内容概要】

1 寛政7年(1795)「御出府中諸書留(ごしゅつぷちゅうしょかきとめ)」

冊子装14丁 文・記27146、24.01×17.0

2 寛政5年(1793)「御出府に付諸書留」 冊子装11丁 文・記29657、24.01×17.0

3 天明7年(1787)「松平周防守殿上知伊豆国君沢賀茂郡村々私領引附伺書

(まつだいらすおうのかみどのじょうち いづくにくんたくかもぐんむらむら しりょうひきわたしむらむら しりょうひいちえうかがいがき)」 冊子装16丁 文・記194、31.5×23.0

4 文久1年(1861)「乍恐以書御注進奉申上候(松平越中守様御預所越後国村々御年貢江戸御廻米当浦入津に付)」 状 文・記12110、29.5×108.9

5 天保2年(1831)「乍恐以書付奉願上候(宿場困窮のため金1000両5年賦にて拝借願の件、道中奉行から当御役所へ引渡となったため再願に付)」 状 文・記9016、33.6×447.4

6 慶応1年(1865)「乍恐以書付奉願上候(富士山御林附120ヶ村、御林炭焼出し御沙汰止に付)」

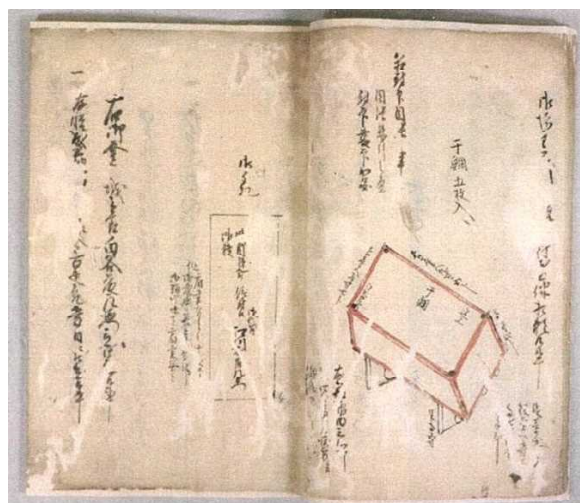
状 文・記13045、32.7×149.5

●【修理イメージ】

1 寛政7年(1795)「御出府中諸書留」



修理前

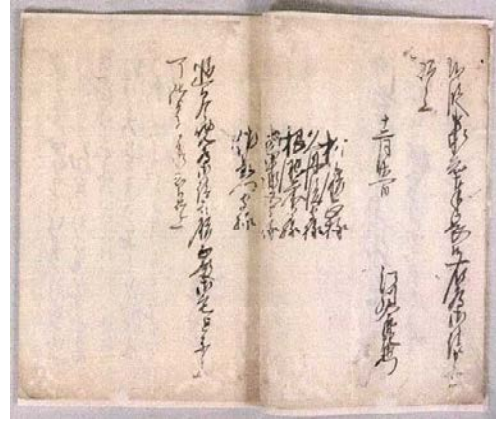


修理後

2 寛政 5 年(1793)「御出府に付諸書留」



修理前



修理後

4 文久 1 年(1861)「乍恐以書御注進奉申上候(松平越中守様御預所越後国村々御年貢江戸御廻米当浦入津に付)」



修理前



修理後

5 天保 2 年(1831)「乍恐以書付奉願上候(宿場困窮のため金1000両5年賦にて拝借願の件、道中奉行から当御役所へ引渡となったため再願に付)」



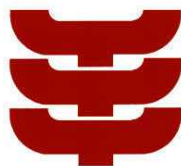
修理前



修理後

制作: 令和6年3月31日

- 【活用】江川文庫内において展示、公開を行う。



重要文化財美術工芸品江川家関係資料保存修理事業

- 本事業は、文化庁美術工芸品需要文化財修理事業国庫補助金の交付を受けて実施されています。

Supported by the Agency for Cultural Affairs. Government of Japan in the fiscal 2022